

幼稚園の預かり保育を 利用するお父さま・保護者さまへ

お子さまに保育の必要性がある場合、認定(ここでは、子育てのための施設等利用給付認定のこと)を受けると、預かり保育利用費を市に請求し、上限額までの範囲で給付を受けることができます。

対象者・利用費

- 幼稚園・認定こども園(幼稚園利用)を利用されている3歳以上の方が対象です。
- 保育の必要性とは、両親とも就労、妊娠・出産、疾病、求職活動などの状態にある場合に認められます。詳しくは裏面を参照してください。
- 3歳※から5歳までのお父さまの預かり保育利用費を、月額上限11,300円(1日上限額450円)までの範囲で給付します。
※ 3歳の誕生日を迎えて最初の4月1日からとなります。4月1日を迎えるまでは、住民税非課税世帯のお父さまのみ対象となります。
- 給付の方法は、保護者が一旦施設に利用費を支払った後、市が保護者からの請求に基づき給付する「償還払い」となります。
- 給食費、おやつ代、教材費などは給付対象外です。それらの費用が利用費に含まれている場合、当該費用を除いて給付となります。

認定申請の方法

- 下記の書類を、利用する幼稚園・認定こども園、または下記担当窓口まで提出してください。書類は幼稚園・認定こども園、担当窓口で配布しております。
 - 子育てのための施設等利用給付認定申請書(第2号・第3号)
 - 保育の必要性を証明する書類(父)
 - 保育の必要性を証明する書類(母)
- 認定を受けるときは、預かり保育を**利用したい月の前月まで申請**をし、認定を受ける必要があります。利用後でも申請できますが**申請月の翌月からの認定となり、預かり保育利用費の給付も認定月から**となりますのでご注意ください。

その他

- 市外の施設をご利用される方は、無償化の対象施設かどうかを施設にご確認ください。
- 市のホームページ「幼児教育・保育の無償化について」
<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/seikatuhoikuen/2969> も併せてご覧ください。申請書類のダウンロードができます。



担当・問い合わせ先:南陽市 すこやか子育て課子ども施設係
TEL:0238-40-8872